

# 次期社会的養育推進計画の策定について

資料 3

## ■ 計画見直しの背景

令和4年6月に児童福祉法が改正され、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業の構築、困難を抱える妊産婦等への支援事業の創設、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護の取組を推進などが盛り込まれた。

次期計画では、この改正内容を反映や、現行計画における課題への対応などを含む「次期都道府県社会的養育推進計画」策定要領に基づき令和7年度から11年度までの計画を策定する。

### 【現行計画における課題への対応】

●多くの項目について整備目標が不明確 など

### 【改正児童福祉法（令和4年6月成立）の内容を反映】

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化・事業の拡充
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 社会的養育経験者等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

## ■ 新たな計画に記載すべき事項

- ①社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像
- ②当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援）
- ③こども家庭支援体制の構築に向けた取組
- ④支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組
- ⑤各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- ⑥一時保護改革に向けた取組
- ⑦代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑨施設の小規模化・地域分散化・高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組
- ⑩社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑫障害児入所施設における支援

太字は今回新たに加えられた項目

## ■ 今後の進め方

大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を5回程度開催し議論や意見聴取を行い計画案を策定

### ◆ポイント

・当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）を計画策定委員会等の委員等に複数名選任

・里親や施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取

・区へ意見照会などにより計画へ反映

・（仮称）市町村こども計

## ■ 次期計画（R7～R11）策定スケジュール（案） R6. 5時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7. 1～2月	3月	
令和6年度		こども教育部会 (計画策定進め方)	第1回 社会的養育専門部会開催(5月24日) (記載事項①⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫)	記載事項の検討・調整 ヒアリング・アンケート	第2回 社会的養育専門部会開催 (記載事項⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫)	記載事項の検討・調整	第3回 社会的養育専門部会開催 (記載事項②③④⑤⑫⑬⑭⑮)	素案作成	第4回 社会的養育専門部会開催 (計画素案)	第2回 児童福祉審議会 (計画素案)	こども教育部会 (計画素案)	パブリックコメントの実施
				区への意見照会(特に記載事項③)							第5回 社会的養育専門部会開催 (パブリックコメント結果・最終案)	第3回 児童福祉審議会(計画策定)

大阪府・堺市、関係局との連携、(仮称)市町村こども計画との整合